

平成 21 年 11 月 26 日
大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室
室長 依田 紀彦
室長補佐 相原 陽二
(担当・内線)
医療施設調査担当 健康政策統計第一係 (内線 7520)
病院報告担当 健康政策統計第二係 (内線 7522)
(電話代表) 03(5253)1111
(ダイヤルイン) 03(3595)2958

平成 20 年
(2008)

医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況

目 次

調査の概要	頁
1 医療施設調査	1
2 病院報告	2
3 利用上の注意	2
4 用語の説明	4
結果の概要	
I 医療施設調査	
1 施設数	7
(1) 施設の種類別にみた施設数	(3) 病床の規模別にみた施設数
(2) 開設者別にみた施設数	(4) 診療科目別にみた施設数
2 病床数	16
(1) 病床の種類別にみた病床数	(3) 都道府県別にみた人口 10 万対病院病床数
(2) 開設者別にみた病床数	
3 診療等の状況	19
(1) 救急医療の状況	(6) 緩和ケアの状況
(2) 医療安全体制の状況	(7) 健診・保健指導の状況
(3) 検査等の実施状況	(8) 受動喫煙防止対策等の状況
(4) 設備等の状況	(9) 保育施設・子育て支援の状況
(5) 手術等の実施状況	
4 従事者の状況	27
(1) 病院の従事者数	(4) 病院における職種別にみた 100 床当たり従事者数
(2) 一般診療所の従事者数	(5) 都道府県別にみた病院における人口 10 万対常勤換算医師数
(3) 歯科診療所の従事者数	(6) 診療科目別にみた男女別医師数
II 病院報告	
1 患者数	31
(1) 1 日平均在院・新入院・退院患者数	(3) 都道府県別にみた 1 日平均在院患者数
(2) 1 日平均外来患者数	
2 病床利用率	35
3 平均在院日数	36
(1) 病床の種類別にみた平均在院日数	
(2) 都道府県別にみた病院の平均在院日数	
統計表	39

調査の概要

1 医療施設調査

(1) 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の沿革

この調査は、昭和23年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身としており、昭和28年に統計法（昭和22年法律第18号）に基づき医療施設調査規則（昭和28年厚生省令第25号）を定め、指定統計（第65号）となった。

昭和47年までは毎年調査していたが、昭和48年に医療施設調査規則の改正を行い、全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査」という。）を昭和50年から3年ごとに実施するとともに、医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査」という。）を毎月実施することとし、現在に至っている。

なお、静態調査は昭和56年までは12月末現在で調査していたが、昭和59年からは10月1日現在で調査している。

(3) 調査の種類、期間及び期日

- ・ 静態調査
（3年に1回） 平成20年10月1日現在
- ・ 動態調査
（毎月） 平成19年10月1日から1年間

(4) 調査の対象

静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設

動態調査 開設・廃止等のあった医療施設

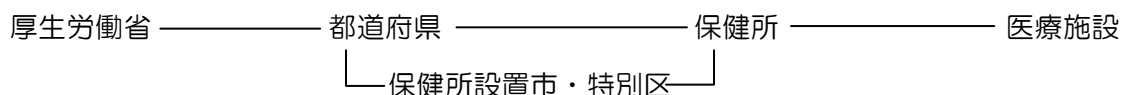
医療施設には、往診のみの診療所、沖縄県における介輔診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は除く。

(5) 調査の事項

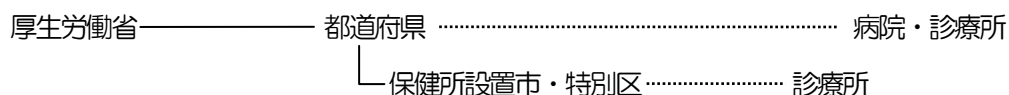
施設名、施設の所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の実施の状況、その他関連する事項

(6) 調査の方法及び系統

静態調査は、医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式によった。



動態調査は、開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を作成し、厚生労働大臣に提出した。



(7) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

2 病院報告

(1) 報告の目的

全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 報告の沿革

この報告の前身は、昭和 20 年 10 月に発足した「病院週報」であるが、昭和 23 年 6 月に週報から月報に改めるとともに、同年 11 月に医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）を定めて報告の根拠を明確にし、昭和 24 年より医療法に基づく報告とした。

昭和 29 年には医療法施行規則の改正により名称を「病院報告」に改め、統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく承認統計調査とし、更に昭和 48 年からは従事者票を追加し、平成 10 年からは療養型病床群（現「療養病床」）を有する診療所からも報告を求めることとしている。

なお、平成 13 年 3 月から報告の根拠は、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）となった。

(3) 報告の種類、期間及び期日

患者票（毎月報告） 平成 20 年 1 月 1 日～12 月 31 日
従事者票（病院のみ 年 1 回報告） 平成 20 年 10 月 1 日現在

(4) 報告の対象

全国の病院（患者票、従事者票）、療養病床を有する診療所（患者票）

(5) 報告の事項

患者票 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等
従事者票 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の数

(6) 報告の方法及び系統

患者票 病院及び療養病床を有する診療所の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出した。
従事者票 病院の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出した。

厚生労働省 ————— 都道府県 ————— 保健所 ————— 病院・診療所
└── 保健所設置市・特別区 ─┘

(7) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

3 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の 1 に達しない場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

(2) 結果の概要に掲載の数値は、四捨五入をしているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 結果の概要で人口 10 万対等比率算出のために用いた人口は、総務省統計局発表「平成 20 年 10 月 1 日現在総務省推計人口（総人口）」である。なお、18 大都市及び中核市については、東京都、各指定都市及び各中核市が推計した平成 20 年 10 月 1 日現在の総人口である。

(4) 本調査における診療科目は、医療法において広告が認められている診療科目である。

医療機関が標ぼうする診療科名については、従来、医療法施行令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められ、平成20年4月1日から施行されたところである。

(参照：平成20年3月31日医政発第0331042号医政局長通知「広告可能な診療科名の改正について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/koukokukanou.pdf>

この改正を受け、本調査において調査項目を変更し、本概況においては以下の通り表章することとした。

平成20年調査

1	内科
2	呼吸器内科
3	循環器内科
4	消化器内科(胃腸内科)
5	腎臓内科
6	神経内科
7	糖尿病内科(代謝内科)
8	血液内科
9	皮膚科
10	アレルギー科
11	リウマチ科
12	感染症内科
13	小児科
14	精神科
15	心療内科
16	外科
17	呼吸器外科
18	心臓血管外科
19	乳腺外科
20	気管食道外科
21	消化器外科(胃腸外科)
22	泌尿器科
23	肛門外科
24	脳神経外科
25	整形外科
26	形成外科
27	美容外科
28	眼科
29	耳鼻いんこう科
30	小児外科
31	産婦人科
32	産科
33	婦人科
34	リハビリテーション科
35	放射線科
36	麻酔科
37	病理診断科
38	臨床検査科
39	救急科
40	歯科
41	矯正歯科
42	小児歯科
43	歯科口腔外科

<参考>

平成19年調査

1	内科
2	呼吸器科
3	消化器科(胃腸科)
4	循環器科
5	小児科
6	精神科
7	神経科
8	神経内科
9	心療内科
10	アレルギー科
11	リウマチ科
12	外科
13	整形外科
14	形成外科
15	美容外科
16	脳神経外科
17	呼吸器外科
18	心臓血管外科
19	小児外科
20	産婦人科
21	産科
22	婦人科
23	眼科
24	耳鼻いんこう科
25	気管食道科
26	皮膚科
27	泌尿器科
28	性病科
29	こう門科
30	リハビリテーション科
31	放射線科
32	麻酔科
33	歯科
34	矯正歯科
35	小児歯科
36	歯科口腔外科

なお、上記標ぼう診療科名の改正が影響しているところもあると考えられることから、診療科目別統計表については、年次推移の単純比較は行わないこととし、参考表とした。

4 用語の説明

(1) 医療施設の種類

病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。

一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

(2) 病院の種類

精神科病院 精神病床のみを有する病院をいう。

結核療養所 結核病床のみを有する病院をいう。

一般病院 上記以外の病院（平成 10 年までは伝染病院も除く。）をいう。

(3) 病床の種類

精神病床 精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。

感染症病床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号)に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床をいう。

結核病床 結核の患者を入院させるための病床をいう。

療養病床 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。

一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。

介護療養病床 療養病床のうち、介護保険法に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床をいう。

(4) 開設者の分類

概況本文と統計表で表示している開設者の分類は、下記のとおり。

概況本文（大分類）	統計表（小分類）
国	厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、その他(国の機関) ※ 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構は、各々の法律により医療法の適用については国とみなされている。
公的医療機関	都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体	全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
医療法人	医療法人
個人	個人
その他	公益法人、私立学校法人、社会福祉法人などの上記以外の法人

(5) 救急告示

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院・救急診療所として都道府県知事より告示された施設をいう。

(6) 救急医療体制

初期救急医療体制（初期救急医療施設）

比較的軽症な急病患者的の診療を受け持つ休日・夜間急患センターと地区医師会の会員が当番制で診療を行う在宅当番医制をいう。

入院を要する救急医療体制（第二次救急医療施設）

精神科救急を含む 24 時間体制の救急病院、病院群輪番制方式による施設をいう。

救命救急センター（第三次救急医療施設）

高度救命救急センターを含む。

体制なし

救急医療体制がない施設をいう。

(7) 精神科救急医療体制

「精神科救急医療システム整備事業の実施について」（平成 7 年 10 月 27 日健医発 1321 号）により規定される精神科救急医療施設をいう。

(8) 医療安全体制

医療安全体制（全般）

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 の規定に基づいて設けている、医療の安全管理の責任者

院内感染防止対策

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 第 2 項第 1 号の規定に基づいて設けている、院内感染対策の責任者

医療機器安全管理

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 第 2 項第 3 号イの規定に基づいて設けている、医療機器に係る安全管理の責任者

医薬品安全管理

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 第 2 項第 2 号イの規定に基づいて設けている、医薬品に係る安全管理の責任者

(9) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日 24 時現在在院している患者をいう。

(10) 新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(11) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が 2 つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(12) 1日平均在院患者数

年間在院患者延数

当該年の年間日数 ※

※平成20年は366日

(13) 1日平均外来患者数

年間外来患者延数

当該年の年間日数 ※

(14) 病床利用率

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月} \sim \text{12月の合計}} \times 100$$

(15) 平均在院日数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\text{年間新入院患者数} + \text{年間 同一医療機関内の他の病床から移された患者数} + \text{年間退院患者数} + \text{年間 同一医療機関内の他の病床へ移された患者数} \right]}$$

介護療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\text{年間新入院患者数} + \text{年間 同一医療機関内の介護療養病床以外の病床から移された患者数} + \text{年間退院患者数} + \text{年間 同一医療機関内の介護療養病床以外の病床へ移された患者数} \right]}$$

(16) 従事者

10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

(17) 常勤換算

従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を、当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数である。

$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務時間}}{\text{医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間}}$$

結 果 の 概 要

I 医療施設調査

平成20年10月1日現在における全国の医療施設総数は178,028施設で、そのうち、「休止・1年以上休診中」の施設を除いた「活動中の施設」は175,656施設（医療施設総数の98.7%）となっている。

以下の内容は、その「活動中の施設」について取りまとめたものである。

1 施設数

(1) 施設の種別別みた施設数

全国の医療施設は175,656施設で、前年に比べ536施設減少している。

「病院」は8,794施設で前年に比べ68施設減少しており、「一般診療所」は99,083施設で449施設減少、「歯科診療所」は67,779施設で19施設減少している。

施設数を施設の種別別にみると、「一般病院」は7,714施設で、前年に比べ71施設減少、「精神科病院」は1,079施設で、3施設増加している。

一般病院のうち「療養病床を有する病院」は4,067施設で、前年に比べ68施設減少しており、病院総数の46.2%となっている。一般診療所のうち「療養病床を有する一般診療所」は1,728施設で、前年に比べ159施設減少している。

一般診療所は「有床」が11,500施設（一般診療所総数の11.6%）で、前年に比べ899施設減少し、「無床」は87,583施設（同88.4%）で、前年に比べ450施設増加している。

施設数の年次推移をみると、病院は平成2年（10,096施設）をピークに、それ以降減少しており、平成4年からは1万施設を下回っている。（表1、図1、図2）

（参考） 統計表1 施設の種別別みた施設数・病床数及び人口10万対施設数・病床数の年次推移
統計表9 都道府県別にみた療養病床を有する施設数・病床数

表1 施設の種別別みた施設数

各年10月1日現在

	施設数		対前年		構成割合(%)	
	平成20年 (2008)	平成19年 (2007)	増減数	増減率 (%)	平成20年 (2008)	平成19年 (2007)
総 数	175 656	176 192	△ 536	△ 0.3
病 院	8 794	8 862	△ 68	△ 0.8	100.0	100.0
精神科病院	1 079	1 076	3	0.3	12.3	12.1
結核療養所	1	1	-	-	0.0	0.0
一般病院	7 714	7 785	△ 71	△ 0.9	87.7	87.8
(再掲) 療養病床を有する病院	4 067	4 135	△ 68	△ 1.6	46.2	46.7
一般診療所	99 083	99 532	△ 449	△ 0.5	100.0	100.0
有 床	11 500	12 399	△ 899	△ 7.3	11.6	12.5
(再掲) 療養病床を有する 一般診療所	1 728	1 887	△ 159	△ 8.4	1.7	1.9
無 床	87 583	87 133	450	0.5	88.4	87.5
歯科診療所	67 779	67 798	△ 19	△ 0.0	100.0	100.0
有 床	41	48	△ 7	△ 14.6	0.1	0.1
無 床	67 738	67 750	△ 12	△ 0.0	99.9	99.9

図1 医療施設数の年次推移

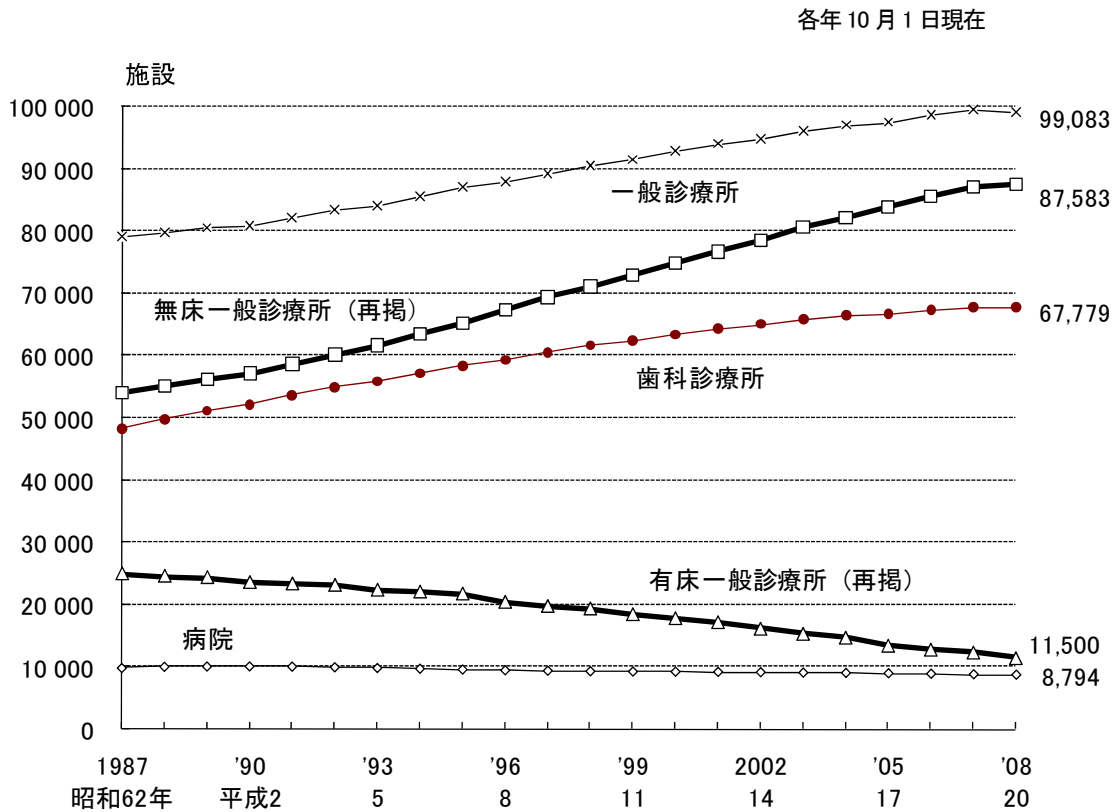
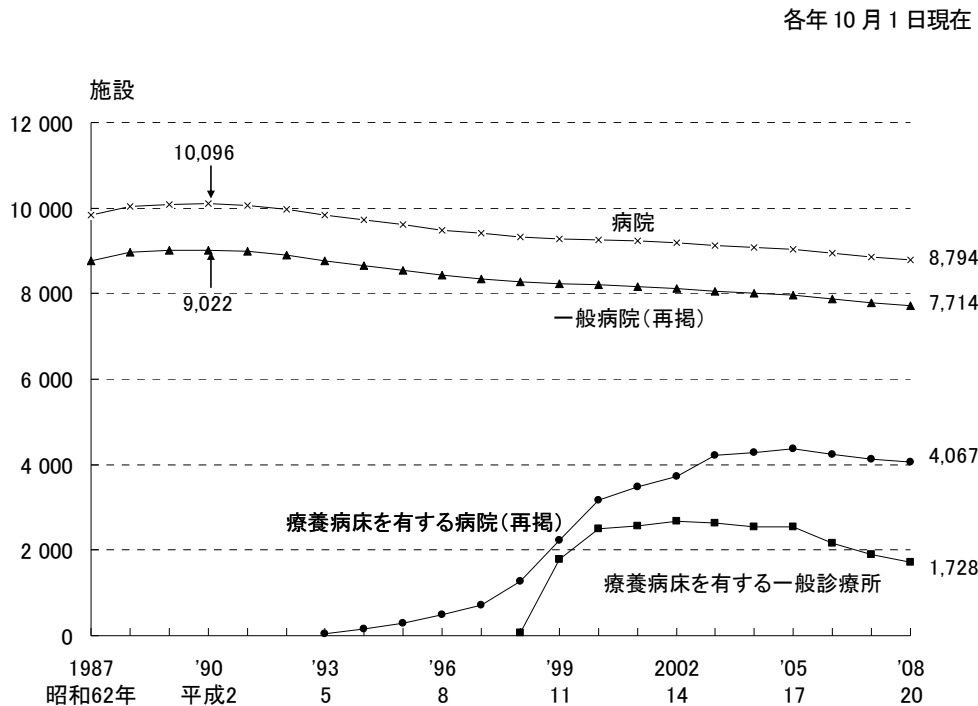


図2 病院および療養病床を有する一般診療所の施設数の年次推移



注: 1) 「療養病床」は、平成12年までは「療養型病床群」であり、平成13・14年は「療養病床」及び「経過の日療養型病床群」である。
 2) 療養病床を有する病院については平成5年から、療養病床を有する診療所については平成10年から、それぞれ調査している。

(2) 開設者別にみた施設数

施設数を開設者別にみると、病院は「医療法人」が5,728施設（病院総数の65.1%）と最も多く、次いで、「公的医療機関」が1,320施設（同15.0%）となっている。一般診療所は「個人」が48,067施設（一般診療所総数の48.5%）と最も多く、次いで、「医療法人」が34,858施設（同35.2%）となっている。歯科診療所は「個人」が56,955施設（歯科診療所総数の84.0%）と最も多くなっている。

これを前年からの増減数でみると、病院は「医療法人」が26施設増加し、「個人」が57施設減少している。一般診療所は「医療法人」が541施設増加し、「個人」が943施設減少している。歯科診療所は「医療法人」が275施設増加し、「個人」が265施設減少している。（表2、表3）

この一年間で開設者を変更した施設は、病院92施設、一般診療所1,342施設、歯科診療所488施設で、このうち開設者を「個人」から「医療法人」へ変更した施設は、病院37施設、一般診療所734施設、歯科診療所353施設となっている（表4）。

- (参考) 統計表2 開設者別にみた病院数及び病院病床数の年次推移
 統計表3 開設者別にみた一般診療所数及び歯科診療所数の年次推移
 統計表4 開設者・施設の種類の別みた施設数

表2 開設者別にみた施設数

各年10月1日現在

	施設数		対前年		構成割合(%)	
	平成20年 (2008)	平成19年 (2007)	増減数	増減率 (%)	平成20年 (2008)	平成19年 (2007)
病院	8 794	8 862	△ 68	△ 0.8	100.0	100.0
国	276	291	△ 15	△ 5.2	3.1	3.3
公的医療機関	1 320	1 325	△ 5	△ 0.4	15.0	15.0
社会保険関係団体	122	123	△ 1	△ 0.8	1.4	1.4
医療法人	5 728	5 702	26	0.5	65.1	64.3
個人	476	533	△ 57	△ 10.7	5.4	6.0
その他	872	888	△ 16	△ 1.8	9.9	10.0
一般診療所	99 083	99 532	△ 449	△ 0.5	100.0	100.0
国	589	631	△ 42	△ 6.7	0.6	0.6
公的医療機関	3 743	3 827	△ 84	△ 2.2	3.8	3.8
社会保険関係団体	665	700	△ 35	△ 5.0	0.7	0.7
医療法人	34 858	34 317	541	1.6	35.2	34.5
個人	48 067	49 010	△ 943	△ 1.9	48.5	49.2
その他	11 161	11 047	114	1.0	11.3	11.1
歯科診療所	67 779	67 798	△ 19	△ 0.0	100.0	100.0
国	4	5	△ 1	△ 20.0	0.0	0.0
公的医療機関	285	289	△ 4	△ 1.4	0.4	0.4
社会保険関係団体	11	12	△ 1	△ 8.3	0.0	0.0
医療法人	10 197	9 922	275	2.8	15.0	14.6
個人	56 955	57 220	△ 265	△ 0.5	84.0	84.4
その他	327	350	△ 23	△ 6.6	0.5	0.5

注：平成19年の「その他」には、地方独立行政法人が含まれており、平成20年は「公的医療機関」に計上した。

表3 開設者分類にみた施設数の動態状況

	平成20年 10月1日 現在	増減数						開設者 変更	平成19年 10月1日 現在
		(平成19(2007)年10月～平成20(2008)年9月)							
		増		減					
		開設	再開	廃止	休止				
病院	8 794	△ 68	95	8	154	17	.	8 862	
医療法人	5 728	26	69	7	88	7	45	5 702	
個人	476	△ 57	5	-	22	4	△ 36	533	
その他	2 590	△ 37	21	1	44	6	△ 9	2 627	
一般診療所	99 083	△ 449	5 181	341	4 941	1 030	.	99 532	
医療法人	34 858	541	1 117	100	1 104	255	683	34 317	
個人	48 067	△ 943	3 308	124	3 198	545	△ 632	49 010	
その他	16 158	△ 47	756	117	639	230	△ 51	16 205	
歯科診療所	67 779	△ 19	2 116	102	1 859	378	.	67 798	
医療法人	10 197	275	258	17	232	46	278	9 922	
個人	56 955	△ 265	1 833	80	1 601	325	△ 252	57 220	
その他	627	△ 29	25	5	26	7	△ 26	656	

注:「その他」は、「国」、「公的医療機関」、「社会保険関係団体」等の開設者である。

表4 開設者分類を変更した施設数

平成19(2007)年10月～平成20(2008)年9月

			変更前			
			総数	医療法人	個人	その他
変	病 院	総数	92	6	40	46
		医療法人	51	.	37	14
		個人	4	3	.	1
		その他	37	3	3	31
更	一 般 診 療 所	総数	1 342	116	768	458
		医療法人	799	.	734	65
		個人	136	99	.	37
		その他	407	17	34	356
後	歯 科 診 療 所	総数	488	89	360	39
		医療法人	367	.	353	14
		個人	108	89	.	19
		その他	13	-	7	6

注:「その他」は、「国」、「公的医療機関」、「社会保険関係団体」等の開設者である。

(3) 病床の規模別にみた施設数

施設数を病床の規模別にみると、病院は「50～99床」が2,288施設（病院総数の26.0%）となっており、一般診療所は「10～19床」が7,474施設（有床の一般診療所総数の65.0%）となっている。療養病床の規模別にみると、病院は、「50～99床」が1,506施設（療養病床を有する病院総数の37.0%）となっている。（表5、表6）

この1年間に病床の規模を変更した病院は762施設あり、このうち減床した施設は548施設、増床した施設は214施設となっている（表7）。

一般診療所では、病床の規模を変更した一般診療所は1,281施設あり、このうち減床した施設は1,079施設、増床した施設は202施設となっており、有床から無床への変更が多くなっている（表8）。

（参考） 統計表6 病床の規模別にみた施設数及び構成割合の年次推移

表5 病床の規模別にみた施設数

各年10月1日現在

	施設数		対前年		構成割合(%)	
	平成20年 (2008)	平成19年 (2007)	増減数	増減率 (%)	平成20年 (2008)	平成19年 (2007)
病 院	8 794	8 862	△ 68	△ 0.8	100.0	100.0
20～49床	1 051	1 093	△ 42	△ 3.8	12.0	12.3
50～99	2 288	2 298	△ 10	△ 0.4	26.0	25.9
100～149	1 433	1 430	3	0.2	16.3	16.1
150～199	1 313	1 295	18	1.4	14.9	14.6
200～299	1 130	1 150	△ 20	△ 1.7	12.8	13.0
300～399	745	763	△ 18	△ 2.4	8.5	8.6
400～499	366	360	6	1.7	4.2	4.1
500～599	200	199	1	0.5	2.3	2.2
600～699	115	120	△ 5	△ 4.2	1.3	1.4
700～799	57	56	1	1.8	0.6	0.6
800～899	33	33	-	-	0.4	0.4
900床以上	63	65	△ 2	△ 3.1	0.7	0.7
一般診療所(有床)	11 500	12 399	△ 899	△ 7.3	100.0	100.0
1～9床	4 026	4 538	△ 512	△ 11.3	35.0	36.6
10～19	7 474	7 861	△ 387	△ 4.9	65.0	63.4

表6 療養病床の規模別にみた施設数

各年10月1日現在

	施設数		対前年		構成割合(%)	
	平成20年 (2008)	平成19年 (2007)	増減数	増減率 (%)	平成20年 (2008)	平成19年 (2007)
療養病床を有する施設数	5 795	6 022	△ 227	△ 3.8
病 院	4 067	4 135	△ 68	△ 1.6	100.0	100.0
1～49床	1 477	1 532	△ 55	△ 3.6	36.3	37.0
50～99	1 506	1 508	△ 2	△ 0.1	37.0	36.5
100～299	1 001	1 013	△ 12	△ 1.2	24.6	24.5
300床以上	83	82	1	1.2	2.0	2.0
一般診療所	1 728	1 887	△ 159	△ 8.4	100.0	100.0
1～9床	855	934	△ 79	△ 8.5	49.5	49.5
10～19	873	953	△ 80	△ 8.4	50.5	50.5